

議案第67号

南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例

南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年12月21日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

特別職の職員で常勤のものゝ期末手当支給条例の一部を改正する条例を踏まえ、改正する必要があるため提案する。

南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例

第1条 南風原町議会議員期末手当支給条例（昭和47年南風原村条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第2条中「、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の南風原町議会議員期末手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の南風原町議会議員期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。